

令和2年7月15日

委員各位

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

委員長 高林 修

### 行程3-1「区の現状」の検討について

下記の件につきまして、7月22日（水）午後5時までに御提出ください。

※代表的な案件についてそれぞれ8件程度を記載。

※会派としての検討結果を記載。

#### 記

(1) 区制施行によってよくなったこと

※政令市になってよくなったことと思われる場合は、最後に※印を記載。

- ① 新たな窓口、総合行政拠点が7ヶ所できた。待ち時間が短くなった。  
駐車場の心配がいらなくなった。
- ② 専門性を有する職員が分散配置され、身近に専門的窓口ができた。
- ③ 地域資源が掘り起こされ、地域特性や地域課題の共通認識ができた。
- ④ 区長を中心に各課の連携を図ることができ、迅速な対応ができる。
- ⑤ 区協議会で市民の意見を聞くことができる。住民自治にそってプラスになる。
- ⑥ 区の事業としてイベントを実施することで市内交流人口が拡大した。
- ⑦
- ⑧

(裏面へつづく)

(2) 区の現状課題と対応

| 区の課題内容                                     | 再編でしか<br>解決できな<br>い課題 | 再編しなく<br>ても解決<br>できる課題 |
|--|-----------------------|------------------------|
|  | ※該当する項目に<br>○印を記載     |                        |
| 区長の持つ予算要求権、人事権が発揮されていない。                   |                       | ○                      |
| 地域力向上事業が活かされていない。                          |                       | ○                      |
| 区役所の維持管理が負担となる。                            | ○                     |                        |
| コミュニティ担当職員が機能していない。                        |                       | ○                      |
| 区協議会が機能していない。                              |                       | ○                      |
| 学校区、警察署管轄と区が一致していない。<br>(※区境の一部変更などが必要となる) | ○                     |                        |
|  |                       |                        |
|  |                       |                        |

以 上

令和2年7月15日

委員各位

行財政改革・大都市制度調査特別委員会  
委員長 高林 修

### 行程3-1「区の現状」の検討について

下記の件につきまして、7月22日（水）午後5時までに御提出ください。

- ※代表的な案件についてそれぞれ8件程度を記載。
- ※会派としての検討結果を記載。

#### 記

(1) 区制施行によってよかったこと

※政令市になってよかったことと思われる場合は、最後に※印を記載。

①旧浜松市では新設した区役所分の総合窓口が増えた。

→H17(市町村合併)58→H19(政令市移行)60→H25(区出先機関再構築)59。

結果的にH17時点に比べ、現在1カ所の増となっている。

②教職員や道路管理など、県からの「権限移譲」があった。※

③児童相談所などの「施設設置」ができた。※

④宝くじ収益などの「財源移譲」ができた。※

(2) 区の現状課題と対応

| 区の課題内容  | 再編でしか解決できない課題 | 再編しなくても解決できる課題 |
|---|---------------|----------------|
|   | ※該当する項目に○印を記載 |                |
| 区境をまたぐ校区の解消ができる   | ○             |                |
| 現在の総合窓口数を維持しつつ、区役所の将来コストが削減できる                                    | ○             |                |
| 再編により人口規模の大きな区にすることで、地方制度調査会の答申に基づき、行政区の役割強化・明確化の検討の必要性が上がる       | ○             |                |
| 協働センター機能強化に向けた区役所から協働センターへの人員の再配分ができる                             | ○             |                |
| 極論だが、再編しなくてもコストをかければ多くの課題は対応できる。しかし再編で抜本対策が出来ればコストを抑えて対応できることが増える | ○             |                |
| 法定の区協議会を任意の協議会へ移行すること   |               | ○              |
|   |               |                |
|   |               |                |

以 上

令和2年7月15日

委員各位

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

委員長 高林 修

### 行程3-1 「区の現状」の検討について

下記の件につきまして、7月22日（水）午後5時までに御提出ください。

※代表的な案件についてそれぞれ8件程度を記載。

※会派としての検討結果を記載。

#### 記

(1) 区制施行によってよくなったこと

※政令市になってよくなったことと思われる場合は、最後に※印を記載。

- ①東・南区については、行政手続きと行政サービスの窓口が増えた。
- ②東・南区については、区役所と自治会連合会の連携が身近になった。
- ③介護保険事業など連携する(例:グループホーム会議等)事業所が多い業務などは、ある程度の規模の区で担当を振り分けることができた。
- ④東区・西区・南区における区役所の近在住民にとっては、必要書類の申請などの行政手続き・サービス等に利便性が増した。
- ⑤住所に区名が入ることにより政令市（大都市）である証ができた。
- ⑥
- ⑦
- ⑧

(裏面へつづく)

(2) 区の現状課題と対応

| 区の課題内容                   | 再編でしか<br>解決できな<br>い課題 | 再編しなく<br>ても解決<br>できる課題 |
|--------------------------|-----------------------|------------------------|
|                          | ※該当する項目に<br>○印を記載     |                        |
| 市全体を考えた行政の効率化            | ○                     |                        |
| 天竜区の林業振興課、中山間地域の過疎対策の効率化 |                       | ○                      |
| 複数区における無投票選挙             | ○                     |                        |
| 学校区における地域コミュニティーの分断      | ○                     |                        |
| 瓜内町等（青屋町）町内コミュニティーの分断    | ○                     |                        |
|                          |                       |                        |
|                          |                       |                        |
|                          |                       |                        |

以 上

令和2年7月15日

委員各位

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

委員長 高林 修

### 行程3-1 「区の現状」の検討について

下記の件につきまして、7月22日（水）午後5時までに御提出ください。

※代表的な案件についてそれぞれ8件程度を記載。

※会派としての検討結果を記載。

#### 記

##### (1) 区制施行によってよかったこと

※政令市になってよかったことと思われる場合は、最後に※印を記載。

- ①戸籍や住民票などの証明書の発行は、区役所や協働センターでの総合窓口で、さらにコンビニ交付で市民の身近な場所で交付が可能になり、市民の利便性が向上した。
- ②政令市移行に伴う事務の移譲で国・県道の管理が移譲され、市民からの要望が連携され、迅速になった。宝くじ収益金など新たな財源が得られた。児童相談所の設置がされ、市民サービスが向上した。※
- ③区協議会が設置され、現状、課題も多いが、市民が市政に参画できる機会が増え一定の理解が深まった。※
- ④政令市になり、都市の格が上がった。12市町村が合併し、広大な市域になったが、今までなかった北遠地域の林業が入ってきた。天竜川の上流と下流の一体性が出て施策が展開できる。合併し広大な市域になることで、政令市として観光の取り組みで貴重な地域資源も増え、地域の活性化につながった。※
- ⑤区役所では、市役所（本庁）へ行かなくても区役所が1次的な窓口になり、市民の身近な行政機関として相談に対応できるようになった。また、自治会や地域の各種団体の窓口、市民（住民）の福祉、健康、土木、防災など重要な役割を担い、市民の満足度は高い。自治会連合会も近くの区役所の職員と連携が取れ、情報もとりやすくなった。
- ⑥区内の公共施設の委託事業や地域力向上事業で地域住民のまちづくりに意欲が出て地域の活性化に貢献し、それぞれの特有のまちづくりが推進された。
- ⑦
- ⑧

（裏面へつづく）

(2) 区の現状課題と対応

| 区の課題内容   | 再編でしか解決できない課題 | 再編しなくても解決できる課題 |
|--|---------------|----------------|
|  | ※該当する項目に○印を記載 |                |
| 区がまたがる学区を解消しなければならない。  | ○             |                |
| 住民自治の推進に向け協働センターなどの身近なサービス機能を強化する。区協議会の建議・要望が少なくなっており、法設置を廃止して任意の区協議会にして地域住民の意見が議論される場にすべき。  | ○             |                |
| 市役所・区役所・協働センターなどの二重行政をなくし、分かりやすい公平なサービス提供と人件費の抑制、必要な適正人事配置、官民連携で兼業副業の民間の力を最大限活用していく。   | ○             |                |
| 区役所と市役所（本庁）との違いが分かりにくいし、意思統一がされていないので、区によって判断基準が違うケースがある。区役所で相談しても結論が出ず、更に市役所に相談し、やっと結論が出る場合がある。責任の所在が曖昧で組織が複雑で分かりにくい。   | ○             |                |
| 協働センターの面的バランスや人口バランスに差異があり、解消しなければならない。協働センターの新設も検討すべきである。総合窓口の103業務も利用頻度に差異があり、必要最小限に整理する必要がある。   |               | ○              |
| 区協議会も形骸化しており、住民自治が担保されていないので、旧自治体の任意の会議体や小規模多機能自治も必要である。   | ○             |                |
| 広大な市域となり、市内全域と区内の公共交通の整備が課題である。将来的には、ICTを活用しデジタルファースト宣言している浜松市は、行政手続きのデジタル化、印鑑廃止、さらに、国の推進しているマイナンバーカードヘデータを追加し証明書添付不要を目指す。他都市で行われている証明窓口の民間委託や経費節減、デジタル化で職員もスペースも削減する。 |               | ○              |

以上



令和2年7月15日

委員各位

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

委員長 高林 修

### 行程3-1 「区の現状」の検討について

下記の件につきまして、7月22日（水）午後5時までに御提出ください。

※代表的な案件についてそれぞれ8件程度を記載。

※会派としての検討結果を記載。

#### 記

#### (1) 区制施行によってよかったこと

※政令市になってよかったことと思われる場合は、最後に※印を記載。

- ① 各区には、市民サービスや市民生活の区政運営のための基本方針と重点的な取り組みの柱が示されており、そこには地域の歴史や文化を活かした将来像やこれに基づく事業が展開されている。さらに充実するためには区の権限強化が求められている。※
- ② 旧浜松市域の「東区」と「南区」や、「西区」と「北区」の一部の地域は、行政区になって、独自の新たな住民自治を展開できることになった。※  
東区の例（『東区俳句の里づくり事業』）のように、独自の区民文化が育っている。（東区としてのまとまりが出てきた。区民生活と結びついている。）  
各区の区民意識が醸成されてきた。
- ③ 前記の地域では、合併前の市役所まで行かなくても、区役所でほとんど全ての行政サービス（103項目）が受けられることになった。※
- ④ 「東区」「南区」「西区」「天竜区」は、新築した行政拠点施設を持つことができた。
- ⑤
- ⑥
- ⑦

(裏面へつづく)

(2) 区の現状課題と対応

| 区の課題内容   | 再編でしか解決できない課題 | 再編しなくても解決できる課題 |
|--|---------------|----------------|
|  | ※該当する項目に○印を記載 |                |
| 全体<br>・「住民自治」の形骸化。<br>・「都市内分権」の形骸化。<br>・「大きな区役所、小さな市役所」目標の消滅。<br>・「一市多制度」の消滅。<br>・区長の権限が極小。<br>・「区協議会」が住民意思を反映させる機関として機能しにくい。<br>・区の都市計画づくり。 |               | ○              |
| 中区<br>・区庁舎が市役所と独立していない。行政区の独立性を住民自治で発揮するためには、独立した庁舎が必要だ。手狭な庁舎では、市役所機能が発揮しきれない。過密な職場環境は、早急に改善させるべきだ。<br>・都心部の商業的魅力喪失。<br>・                    |               | ○              |
| 東区<br>・区役所への公共交通アクセスが悪い。<br>・道路事情から交通事故（死亡事故率1位）が多い。<br>・安間川などの水害常襲。農地宅地化で内水面氾濫。   |               | ○              |
| 南区<br>・区役所への公共交通アクセスが悪い。<br>・南部地域の人口減少。<br>・浜松駅に近い地域の再開発等による人口増加。  |               | ○              |
| 西区<br>・旧舞阪町と雄踏町の行政サービス（職員削減）（第1種協働センター化）の後退。<br>・周辺部、旧市街地の人口減少。<br>・東側の宅地開発地域を中心にした人口増加。<br>・高塚川などの水害常襲。農地宅地化で、内水面氾濫が拡大。<br>・主要観光宿泊地の不況。     |               | ○              |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>北区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧三ヶ日町と引佐町の行政サービス（職員削減）（第1種協働センター化）の後退。</li> <li>・当初の区役所業務を本庁に引き上げられた。</li> <li>・三方原台地の産業立地急増と宅地化。</li> </ul>   |  | ○ |
| <p>浜北区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型開発地域の人口急増。小学校児童数の急増による超過密化。（内野小学校）</li> </ul>   |  | ○ |
| <p>天竜区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧竜山村、佐久間町、水窪町、春野町の行政サービス（職員削減）（第1種協働センター化）の後退。</li> <li>・中山間地域、過疎地域（旧町村）の人口急減。</li> <li>・当初の区役所業務を本庁に引き上げられた。</li> <li>・自治体公務員の絶対的な減少。</li> <li>・旧町村の郷土博物館・資料館が廃止・撤去された。</li> </ul> |  | ○ |
|  |  |   |

以 上